

令和8年度産直ECサイトを活用した生産者の販路拡大支援業務仕様書

1 本業務の趣旨

産直ECサイト市場は、消費者のライフスタイルの変化とともに拡大し、生産者の収益の拡大につながり得る販路の一つとして定着しつつある。

本業務は、多くの消費者を抱える産直ECサイトの活用を生産者に促し、販路拡大を支援することで、生産者の所得向上及び県産農畜産物の認知度向上を図るものである。

2 業務の名称

令和8年度産直ECサイトを活用した生産者の販路拡大支援業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務の内容

各業務の詳細については、群馬県（以下、「県」という。）と協議の上決定すること。

（1）生産者への説明会・研修会の実施

群馬県内にほ場がある生産者（以下、「県内生産者」という。）を対象に、産直ECサイトでの販売に係る説明会または研修会を実施し、県内生産者の産直ECサイトへの理解の醸成と活用促進を図ること。

ア 対象者

県内生産者とし、産直ECサイトに登録済の生産者と未登録の生産者、両者向けの施策を提案し、実施すること。なお、産直ECサイトに登録済であるが販売実績がない県内生産者の参加を重点的に促すこと。

イ 内容

生産者が新たな販路を開拓する意欲が湧くよう工夫すること。

（ア）県内生産者向けに消費者の購買につながる商品設計支援。

（イ）出品にあたっての問題点・懸念点の解消を行い、県内生産者の産直ECサイトの活用を促進。

（ウ）県内生産者への参加募集、説明会・研修会の実施方法、会場の選定等、生産者への説明会・研修会の実施に係る業務全体像の提案。

ウ 時期

効果的な時期での実施を目指すこと。

エ 方法

オンライン実施と現地実施の組合せ等、効果的な実施方法を提案し、実施すること。

オ 周知方法

原則、受託事業者（以下、「事業者」という。）が行うこととし、工夫して行うこと。

カ その他

随時、県内生産者からの問合せにも対応すること。

(2) 生産者向け個別支援の実施

県内生産者を対象に、産直ECサイトでの販売に係る生産者ごとの販売課題を抽出し、購買につながる商品設計支援や、出品にあたっての問題点を解消し、産直ECサイトの活用を促進する施策を実施すること。

生産者の募集、選定、個別支援の方法等、生産者向け個別支援の実施に関わる業務の全体像を提案すること。

ア 対象者

群馬県内には場のある県内生産者とし、産直ECサイトに登録済の生産者と未登録の生産者、両者向けの施策を提案し、実施すること。なお、産直ECサイトに登録済であるが販売実績がない生産者への施策を重点的に検討すること。

イ 内容

生産者が新たな販路を開拓する意欲が湧くよう工夫すること。

ウ 時期

効果的な時期での実施を目指すこととする。

エ 方法

オンライン実施と現地実施の組合せ等、効果的な実施方法を提案し、決定すること。

オ 周知方法

原則、事業者が行うこととし、工夫して行うこと。

カ その他

随時、県内生産者からの問合せにも対応すること。

(3) 送料割引等の施策の実施

群馬県内には場がある生産者の商品の販売促進を図るため、送料割引等の施策を実施することとし、次の条件を参考に企画を提案すること。また、提案した企画を実施したことで得られる効果（見込み）とその理由も併せて示すこと。

ア 対象

県内生産者が出品した商品を対象とすること。

イ 時期及び割引金額

基本的には年間を通して実施できるように1件あたりの割引金額などを提案すること。

上記4（1）、（2）に参加した生産者が活用できる時期を考慮して提案すること。

ウ 実施内容

県産農畜産物の特色を踏まえ、各月又はシーズンごとにキャンペーン期間を定めるなど、県内生産者の農畜産物に注目が集まるように工夫すること。

エ 周知方法

実施するキャンペーンごとに、産直ECサイト内への掲載やメールマガジン配信等の方法を工夫した上で、周知すること。

オ 費用

本施策の総額は250万円程度（手数料等間接費含む）を目安とする。

カ その他

他業務で余剰となった費用は、本施策に割り振ることとする。

（４）県産農畜産物等の認知度向上につながる施策の実施

県産農畜産物及び県産有機農産物等の認知度向上につながる、産直ECサイトならではの施策を提案し、実施すること。

ア 企画内容

県産農畜産物及び県産有機農産物等の認知度向上及び購入の契機となる内容とすること。

（例：新規登録生産者の商品紹介、産直ECサイト内で人気が高い県産農畜産物の紹介、有機農産物等の特集記事、県内登録生産者紹介記事の公開など）

イ 品目

産直ECサイト内で人気が高い品目や記事にすることで販売が伸びる見込みのある品目など、選定理由を明らかにした上で提案すること。

なお、県内生産者を複数選定できる品目が望ましい。

ウ 時期

選定した品目の旬の時期を考慮の上、決定すること。

エ 周知方法

事業者が所有する産直ECサイトやSNS、登録者向けのメールマガジン等で広報を行い、効果的なタイミングや内容を考慮して実施すること。

（５）データの収集・分析

更なる販路拡大を図るため、上記業務の過程で収集したデータを毎月収集・分析するとともに、定例会を開催し、その内容について県と意見交換を行うこと。

ア データ収集

以下のデータについて収集すること。

（ア）県内登録生産者の産直ECサイトへの登録状況

（県内登録生産者数、属性）

（イ）有機農業に取り組む県内生産者の産直ECサイトへの登録状況

（有機農業に取り組む県内登録生産者数、属性）

（ウ）県内登録生産者の出品状況

（出品品目、品数）

（エ）有機農業に取り組む県内生産者の出品状況

（出品品目、品数）

- (オ) 県内登録生産者の販売状況
(販売数、販売額、購入者の属性（都道府県名）など)
- (カ) 有機農業に取り組む県内生産者の販売状況
(販売数、販売額、購入者の属性（都道府県名）など)
- (キ) 送料割引等の施策の実施状況
- (ク) その他必要と認められる内容

イ 分析

収集したすべてのデータはグラフや表を用いて分析すること。また、上記（５）アで収集したデータのうち、有機農業（有機農産物等）に関するデータは別に取りまとめること。分析したデータについて、毎月県へ提出するとともに、県内登録生産者へフィードバックを行うこと。

ウ 定例会

事業者は定例会を開催し、業務の進捗状況について県に報告すること。
なお、会議の議事録については、実施の都度、速やかに県に提出すること。

(6) 広報活動

事業者が所有する産直ECサイト等での広報を行い、効果的なタイミングや内容を考慮して実施すること。その他、本事業を広く周知するための広報を実施すること。

(7) その他

本業務を実施するにあたり、より効果的な方法がある場合は、その旨提案すること。

5 目標設定

以下の項目を参考に、本業務におけるKPIを設定すること。また、その他本業務に関連するもので、適切な指標等あれば設定の上、提案書に記載すること。

ただし、KPIの最終決定は契約締結後、県と協議の上行うものとする。

【KPI設定項目】

- (1) 提案事業者のECサイト内における群馬県内登録生産者数
(例：昨年度比●割増加、●人増加など)
- (2) 提案事業者のECサイト内における群馬県内登録生産者のうち販売実績がある生産者数
(例：昨年度比●割増加、●人増加など)
- (3) 提案事業者のECサイト内における群馬県内登録生産者の販売金額
(例：昨年度比●割増加、●人増加など)
- (4) その他本業務に関連するもので、事業効果のわかる適切な指標

6 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書を提出する。

- (1) 業務完了年月日
- (2) 各業務の実施内容
- (3) 県内登録生産者一覧、送料割引等の施策の利用者数、県内登録生産者の販売実績等
※有機農業（有機農産物等）に関する実績は別途記載すること。
- (4) HPやSNSへの掲載内容及び閲覧数等
- (5) 定例会の内容及び開催記録
- (6) 委託業務に関するまとめ、KPIの達成状況とそれを踏まえた課題抽出及び考察
- (7) 実施費用内訳
- (8) その他本業務に関連するもので、県が指示する内容

7 留意事項

(1) 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で制作した成果物の著作権及び使用权は、事業者に留保されるもの（事業者が従来から権利を有していた事業者固有の知識、技術等に関する権利等）を除き、県に帰属するものとする。

また、事業者は、本業務で県に帰属することとなる著作権に関する著作権者人格権を行使せず、また、事業者の従業員が、これらの権利を有する場合には、この者が著作権者人格権を行使しないために必要な措置をとるようにすること。

(2) 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は、保持しなければならない。また、本業務に関し、事業者が県から受領した資料等は、県の承諾なしに公表及び使用してはならない。

(3) 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。なお、本業務で個人情報を収集する場合には、必ず、個人情報の取扱いに関する文章を示すこと。

(4) その他

- ア 県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- イ 委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。
- ウ 仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。
- エ 事業の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- オ 本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後5年間保管すること。